

EU から見たヨーロッパ  
——二つの側面から考える——

河 越 真 帆

Europe from the European Union's  
Viewpoint:  
Examination of its Two Faces

KAWAGOE Maho

ポイント

- ヨーロッパの範囲と EU の範囲はどう違うのか。
- 「場」としての EU が何を行っているのか考えてみよう。
- 「アクター」としての EU の役割とは何か。

キーワード： EU、不戦共同体、価値、政策協議の場、アクター（主体）

1. はじめに

「ヨーロッパ」と聞くと、どのようなイメージを持つだろうか。「先進国が集まる地域」とか「ファッションや食文化が発展した地域」など、豊かで文化が発展した地域のイメージを思い浮かべることが多いのではないだろうか。

本稿では、このような限られたイメージを持たれやすい「ヨーロッパ」を「EU (European Union: 欧州連合)」という視点から見ることを提示する。「自分はフランスのファッションを知りたいだけで、EU には全く興味がない。」と言うのは簡単だが、その前に EU のことを学んでほしい。衣類に限らず EU 内で基準を満たした製品は EU 共通の認証マークが付けられ、EU のルールに則って取引される。ファッション業界を例にとっても、

フランス一国だけで展開するわけではなく、EUが大いに関わっている。こうして、現在のヨーロッパの事情をEUなしで語ることはできないのである。また、ヨーロッパに関する報道に触れると、「EUで」とか「EUが」というようにEU関連のフレーズがしばしば出てくることに気がつく。

まず、「EUで」という時は、加盟28カ国(ただし、2016年の国民投票により英国がEU離脱を決定している)が構成する地域共同体を指す。EUの人口は5億1,181万人で、GDP(国内総生産)は16兆4,000億ドルなので、アメリカより1割ほど少ない(外務省のEUウェブサイト、2016年)。ちなみに、EUの内部のことを「域内」、外部のことを「域外」と呼ぶので、国内と国際の区分とは異なる。このEUにおいては、様々な分野での共通の政策、または共通ではなくても政府間の協力が行われている。よって、EUとは政策が審議され、政治的決定が行われる「場」である。

次に「EUが」という時は、EUが主語となって他国と交渉したり、国際社会で発言したりする時に多く見かける表現である。政治学でいうと、EUが「アクター(主体)」として登場する。EU加盟28カ国が集まったこの地域共同体であるEUを中国やアメリカと同様「大国」と呼ぶ研究者もいる。

以上二つの顔を持つことを意識しながら、EUを見てみたい。

## 2. ヨーロッパの範囲、EUの範囲

ここでは「EUで」の範囲を明らかにしたい。ヨーロッパの範囲とどこが違うのだろうか。

### 2.1. ヨーロッパの地理的説明

「ヨーロッパ」という言葉の語源はギリシャ神話に出てくる女性の名前に由来するという説がある。これは、ヨーロッパの範囲を神話に因み説明するものである。

“EUROPE”をローマ字表記で読むと、「エウロペ」となる。これが伝説の女性の名前である。神々の王ゼウスがエウロペの美貌に心惹かれたため、自ら牡牛に変身して彼女を背中に乗せてさらった。そして、二人が

## EU から見たヨーロッパ

図 1 EU 加盟国 (28 カ国) の地図



出典：EU MAG (駐日欧州連合代表部の公式マガジン、[eumag.jp/eufacts/member\\_countries/](http://eumag.jp/eufacts/member_countries/)、最終閲覧日：2019年1月28日)

回った地域が「ヨーロッパ」の語源であるという説である。ここからギリシャを中心としたヨーロッパが出来上がったという。地理的にどこからどこまでがヨーロッパなのかを限定することは難しいが、このギリシャを中心とした「ユーラシア大陸西側の地域」という説明が一般的に使われている。

だが、それではユーラシア大陸の西側を決める境界線はどこなのだろうか、という新たな疑問が出てくる。反対の東側は、ユーラシア大陸にありながらヨーロッパではないのだろうか。この問題を解くうえでヒントになるのがEU(図1の地図参照)である。

### 2.2. EU にとってのヨーロッパの範囲

EUは何回も条約改正を繰り返しながら、その機構改革を行ってきた。

EUにとって最新の条約はリスボン条約である。リスボン条約は2009年12月1日に発効され、EU条約とEU機能条約の二つから構成される。

リスボン条約によると、EUはヨーロッパの国ならどの国でも加盟申請することができる。(EU条約第49条)ただし、「第2条にいう価値を尊重し、かつそれを推進するヨーロッパのいかなる国も連合(筆者注:EU)への加盟を申請することができる。」と明記されているので、以下第2条に定める価値を守る国がヨーロッパということになる。

#### [EU条約第2条]

連合は、人間の尊厳、自由、民主主義、平等、法の遵守の尊重および少数民族の権利を含む人権の尊重の価値を基礎とする。これらの価値は、多様性、被差別、寛容、正義、連帯および男女平等が行き渡っている社会として加盟国に共通である。

ここから、EUにとってのヨーロッパは価値を共有する地域であって、地理的な制限はないことがわかる。そのため、EU加盟を目指している国に、東欧のマケドニア旧ユーゴスラビア共和国(2019年1月25日現在の国名。北マケドニア共和国に改名予定)とモンテネグロ、およびセルビア共和国とアルバニア共和国がある。更に、EU加盟を目指す国には、イスラム教徒が大多数を占める中東の国のトルコが含まれている。トルコは、歴史的にバルカン半島にまで勢力を伸ばしたかつてのオスマン帝国の後に建国されており、ヨーロッパと因縁が深い国である。実際にトルコは、1999年にEU加盟候補国となり、2005年以降EU加盟交渉を行っている。

それでは、EUではなぜこのように価値や規範を大事にして、ヨーロッパの境界線を明記しないのだろうか。その理由は、価値を共有する地域の平和と繁栄をEUが追求するためである。以下EUの歴史から振り返ってみよう。

### 2.3. EUの歴史

EUの起源は第二次世界大戦直後にさかのぼる。「欧州統合の父」と言わ

れたジャン・モネ (Jean Monnet) が、欧州で二度と戦争を起ささないための「不戦共同体」創設を提案したことから始まった。ヨーロッパはそもそも長年にわたって戦争と紛争が繰り返された地域である。戦争をしない地域を作ることは、当時の人々にとっての悲願であった。

そこでモネは、過去に何回もドイツとフランスの間の対立の原因となった国境線近くの資源 (石炭・鉄鋼) を国際的に共同管理するという提案を行った。この提案に、当時のフランスの外相ロベール・シューマン (Robert Schuman) が応じて、その結果「シューマン宣言」として発表された。この宣言は、フランスと西ドイツのほか、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクに受け入れられ、EU の最初の機関となる欧州石炭鉄鋼共同体 (European Coal and Steel Community: ECSC) の 1952 年の設立につながった。

この頃、ヨーロッパは米国とソ連の対立である冷戦によって東西に分裂していた。冷戦の状況下でヨーロッパの経済を立て直すため、ECSC に続いて欧州原子力共同体 (European Atomic Energy Community: EAEC、別名ユーラトム) と欧州経済共同体 (European Economic Community: EEC) が設立された。この ECSC、EAEC、EEC の 3 つの共同体が合併して、1967 年に欧州共同体 (European Communities: EC) が創設され、現在の EU の前身となった。その後 1993 年 11 月発効のマーストリヒト条約によって、EC は EU へと名称を変えたのである。

このように、本来の EU の目的は戦争を防ぐ「不戦共同体」を築くことにあった。後に、西欧が中心であった EU 加盟国として、南欧、北欧、東欧諸国はもとより、1990 年代の紛争地帯であったバルカン半島の国も参加している。独仏の対立の解消、バルカン諸国の和解など、この地域の平和が続くように設計・運用されているのが EU である。これは「ヨーロッパの平和と和解、および民主主義と人権の推進に貢献してきた」という理由で、EU に 2012 年のノーベル平和賞が授与されたことからわかる。

### 3. 政策協議の「場」としての EU

ここでは、EU の持つ「場」としての顔を探ってみよう。EU では何度

も条約改正を行いながら機構改革をして、発展を遂げてきた。国際条約によって成立した機構と言っても、EUが国際連合(United Nations: 国連)と大きく違う点が2点ある。

一つめの違いは、加盟国政府が参加する政府間の協力機構である国連と異なり、政策分野によっては国家主権を制限する超国家的性格をEUが持つ点である。ただし、すべての政策をEUが行うのではなく、「補完性原理」という原則に則って、問題解決に最もふさわしいレベルで問題に対処する。この場合のレベルとは、EUという超国家レベル(Supra-national level)、加盟国レベル(National level)、地方レベル(Local level)の3つのレベルである。

二つめは、EUのモットーが「多様性の中の統一(Unification in Diversity)」であるので、加盟国の多様性が尊重される点である。その顕著な例がEUで使用される言語である。6つの公用語(英語、フランス語、ロシア語、中国語、スペイン語、アラビア語)を定めている国連と違い、EUではすべての加盟国で使用されている言語(24言語)を公用語と定めている。これは加盟各国の言語における主権を尊重するため、EUは限られた特定の言語を公用語としない。EUでの公式文書が膨大な手間を経て24言語に翻訳されていることには、少数の公用語を定めるのではなく、加盟国の言語を公平に扱うEUの姿勢(すべての言語の価値を認めて尊重する多言語主義)が表れている。

さて、EUでは設立から50年以上を経て、目に見える成果として市場統合と通貨統合を進めてきた。EUでは加盟国ごとの市場ではなく一つの市場を形成し、28カ国中19カ国では共通通貨ユーロが導入されている。そして、これだけではなくあらゆる分野において、EUの関与や影響が見られるようになってきている。それは、EU法に基づいてEUが政策実現を進めてきたことと関係がある。

法制度としては、EU法には第一次法(国際条約)と第二次法(規則、指令、決定など)がある。なかでも、EUで決定し発効した規則は、すべての加盟国で直接的に適用される。この際、各加盟国でそれぞれの国内法を制定する必要がないほどである。つまり、EUとはEU法の効力が及ぶ範囲

であると換言できる。

EU には政策決定に関わる主要な機関がある。EU の最新の条約であるリスボン条約では以下の主要な機関がある。

- ・ 欧州理事会 (European Council): EU の最高決定機関
- ・ 欧州委員会 (European Commission): EU の行政機関
- ・ EU 理事会 (Council of European Union、別名: 理事会および閣僚理事会): 下記の欧州議会と立法権限を共有する
- ・ 欧州議会 (European Parliament): EU 市民を代表する議会で、立法権限を EU 理事会と共有する
- ・ EU 司法裁判所 (The Court of Justice of the EU): EU の裁判所

上記の主要機関の他に、ユーロを発行する欧州中央銀行 (European Central Bank: ECB) や EU 版外務省としての「欧州対外行動庁」(European External Action Service: EEAS) 等重要な役割を担う機関があり、EU において政策決定に関与している。

#### 4. アクターとしての EU

本節では、EU が主語となる場合について言及する。EU はアクターであるが、その実態は UFO (Unidentified Flying Objects、未確認飛行物体) ならぬ UPO (Unidentified Political Objects、未確認政治物体) と言われるほど独特なものである。EU は、国家や国連のような国際機構とも違う独自の形態で、しばしば一つの行動するアクターとして、グローバル・レベル (Global level) である国際社会に登場する。

EU は国家ではないが、一つの歌と旗と設立記念日 (誕生日) を持つアクターである。EU を象徴する歌は、ベートーベンの交響曲第九番第 4 楽章「歓喜の歌」(年末恒例のコーラスで歌われる歌) の前奏部分で、歌詞はなくメロディーだけが相当する。また、EU の旗は、青字に金色の星が 12 個あるデザイン (図 2) である。

この歌と旗は、もともと欧州評議会という EU とは違う機関で使用され

図2 EU旗



出典：駐日欧州連合代表部  
([https://eeas.europa.eu/delegations/japan\\_ja](https://eeas.europa.eu/delegations/japan_ja),  
最終閲覧日：2019年1月25日)

ていたものであり、これをEUが採用したものである。28カ国中16カ国がEUの象徴として使用することが決まっている。

それから、EUの誕生日は5月9日である。この日は「ヨーロッパ・デー」と呼ばれ、毎年祝賀行事が行われる。なぜならこの日は、1950年5月9日に発表された「シューマン宣言」(石炭・鉄鋼を平和目的で共同管理する宣言)に由来するからである。

EUが中心となって決定する政策分野について、EUは一つのアクターとしてその立場を国際社会に発信する。ここでいくつか例を挙げよう。

まず政治・経済面での例として、外国との間でEUは28カ国の加盟国を代表して通商協定を結ぶことが挙げられる。日本との間では「日-EU戦略的パートナーシップ協定」の調印をし、韓国との間では「EU-韓国FTA(自由貿易協定)」を結んでいる。本来ならば協定を結ぶ国同士で交渉を行うのだが、EUは全加盟国を代表して一つの窓口で貿易交渉を行い、協定の締結に向けて努力をする。EUは、まさしく全加盟国を代表する一つの声を発信するアクターである。

対外関係では、中国やアメリカ、ロシア等との外交関係を語る文脈でEUは登場する。一例を挙げると、環境問題についてEUは積極的に国際社会で温暖化対策推進のための働きかけを行ってきた。温暖化の原因である温室効果ガスを削減するため、自らEU全体での削減政策を打ち出して、他国や国際機関との交渉を先導した。環境問題のようなグローバルな問題に対応するため、EUは一つの声を発信し国際社会での議論を主導し



ている。

## 5. おわりに

以上、EU を二つの側面から概観したが、最後に2点補足しておきたい。第1点は、EU は政策決定が行われる「場」であると同時に「アクター」でもあり、両者は相互に関連している点である。例えば、EU では2010年ごろからユーロ危機が勃発した。そもそもユーロ導入までは、「場」としてのEU での各国が協力し、新制度の構築を成し遂げ、ユーロ導入に至った経緯がある。ギリシャの債務残高の虚偽の申告が露見し、ユーロ建てのギリシャ国債の価値が下落すると、ユーロ自体の価値も下落したため、この問題への対応をめぐるのは、加盟国間（当事国のギリシャとEU 内の最大の経済大国ドイツの間など）で対立があり、「場」としてのEU で国際協調の努力が見られた。一方「アクター」としてのEU は、対外的にIMF（International Monetary Fund: 国際通貨基金）と共にギリシャなど債務危機の国への支援の担い手である。こうして、EU の二つの側面が相互に関連する表裏一体の状況であることがわかる。

第2点は、「場」としてのEU にはEU 市民が存在し、政策決定に関与しているが、時としてEU はEU 市民の反感を買ってしまうことがある点である。例えば、「EU からイギリスに主権を取り戻そう」と主張したEU 離脱派の勝利に終わったイギリスの国民投票の結果が顕著な例であろう。EU レベルでの政策決定が、加盟国（National level）の市民にとっては一方的なEU という超国家的レベル（Supra-national level）からの押し付けであり、自国の主権への侵害であるという批判がこの根底にはある。EU と加盟国市民の間には埋めがたい距離があることを示唆する事例である。

こうして政策協議の場であり、またグローバル・レベルで一つのアクターとして存在感を発揮するEU は、ナショナル・レベルやローカル・レベル等多層的な統治の仕組みを作り上げている。現代ヨーロッパを知るためには、このEU の複雑な様相を理解することが必要不可欠である。

参考文献

- EUのウェブサイト“Europa”(http://europa.eu)(最終閲覧日:2019年1月25日)  
外務省のウェブサイト(欧州連合)  
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/index.html)(最終閲覧日:2019年1月25日)  
外務省のウェブサイト(欧州各国)  
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/europe.html)(最終閲覧日:2019年1月25日)  
小久保康之(2016)『EU統合を読む:現代ヨーロッパを理解するための基礎』春風社  
庄司克宏(2007)『欧州連合——統治の論理とゆくえ——』岩波新書  
駐日欧州連合代表部(Delegation to the European Union to Japan)  
(http://eeas.europa.eu/delegations/japan)(最終閲覧日:2019年1月25日)  
パスカル・フォンテナス著(2013)『EUを知るための12章』駐日欧州委員会代表部  
(https://eeas.europa.eu/sites/eeas/files/europe\_in\_12\_lessons.pdf)  
羽場久美子編(2013)『EU(欧州連合)を知るための63章』明石書店  
森井裕一編(2012)『ヨーロッパ政治・経済入門』有斐閣ブックス